

今後、裁判所があなた宛に書類を送付したり、連絡をする際の、「送付場所」や「平日昼間の連絡先」を記載してください。この書面は、非開示の希望の有無に関わらず提出してください。

一度届け出た連絡先等に変更が生じた場合には、再度この書面を提出してください。

(家イ)

令和 年 第 号

(家)

連絡先等の届出書 (変更届)

令和 年 月 日

申立人 / 相手方 代理人 氏名 : _____ 印

1 送付場所

標記の事件について、書類は次の場所に送付してください。

- (1) 申立書記載の住所
- (2) 委任状記載の住所
- (3) 下記の場所

〒

場所 : _____

場所と本人との関係 : 住所 就業場所 (勤務先)

その他 _____

2 平日昼間の連絡先

携帯電話番号 : _____

固定電話番号 (自宅 / 勤務先) : _____

- どちらに連絡があってもよい。
- できる限り、 携帯電話 / 固定電話への連絡を希望する。

3 非開示の希望

上記1 ((2)又は(3)に限る) の送付場所について、非開示を希望する。

※ 申立書記載の住所は非開示希望情報として取り扱われません。

(下の枠内の説明をご覧ください。)

上記2の電話番号 (携帯 / 固定) について、非開示を希望する。

非開示とは、反対当事者 (申立人であれば相手方、相手方であれば申立人) に知られたくない情報を反対当事者に見せないことです。反対当事者が既知っている情報 (申立書記載の住所等) は非開示にすることはできません。反対当事者に知られたくない情報 (住所や電話番号) がある場合には、申立書等には記載せず、本書面に記載し、「3 非開示の希望」のチェックボックスに、チェックをしてください。